

静岡市監査委員協議会 会議録

会 議 令和7年度 第6回 監査委員定例協議会

開催日時 令和7年9月30日（火） 午前9時5分～午前10時20分

出席者 監査委員 深澤 俊昭、白鳥三和子、堀 努、石井 孝治

事務局長 杉田 陽子

書 記 柴 秀和

山田 和誠、山田 裕、上野 貴、蝦名 倫代

宇佐美亜希、袴田有美子、齋藤 升美

青野 洋平、神山 悟、谷 梓

会議内容

1 開会宣言 柴次長

2 例月現金出納検査等（8月分）

（1）説明者等

ア 各種会計 青野係長（監査第3係）

イ 病院事業会計 山田参事（監査第1係）

ウ 簡易水道事業会計 宇佐美係長（監査第2係）

エ 水道事業会計 宇佐美係長（監査第2係）

オ 下水道事業会計 青野係長（監査第3係）

カ 農業集落排水事業会計 山田参事（監査第1係）

（2）発言等

ア 各種会計

特になし

イ 病院事業会計

（白鳥委員）

助産師が1人退職したとのことだが、出産への対応は継続できる状況か。

（事務局）

どのように影響が出るかということまでは診療部の方に確認しなければ分からないが、これまで正規職員の助産師が13人いたところ、1人が退職して12人となり、会計年度任用職員の助産師が3人いて、合計で15人の助産師がいるという状況である。

（白鳥委員）

科がなくなるほどの影響ではなさそうなので、その確認は不要である。

ウ 簡易水道事業会計

特になし

エ 水道事業会計

(石井委員)

修繕引当金を充てている修繕の支払は終わっているか。

(事務局)

預金支出内訳書の(3) 予算外支出の引当金(固定負債)に12,363,000円計上されており、既に支払はされている。

(石井委員)

預金支出内訳書の(1)の修繕費欄に記載の門屋浄水場に係る修繕と同じ修繕か。

(事務局)

「門屋浄水場緩速ろ過池ろ過砂削り取り及び補砂修繕」は12,650,000円(税込)であり、そのうち、消費税額分1,150,000円は修繕費、税抜額分11,500,000円は修繕引当金で支出しているところ、この1,150,000円が最も高額であるため、「門屋浄水場緩速ろ過池ろ過砂削り取り及び補砂修繕」が代表的なものとして記載されている。

(白鳥委員)

修繕引当金は、将来の特定の修繕費用を見積もって計上するものだと思うが、何を見積もっていたものか。当初計上した目的と違っていないか。

(事務局)

平成26年度の制度改正により修繕引当金の引当ルールが厳格化され、将来確実に発生する損失であって、その発生が当該年度以前に起因するものでその費用を合理的に見積もることができるものを引き当てることとされたが、制度改正以前は、予算に執行残があった場合に修繕引当金に積んでいたという経緯があり、会計制度見直しに当たって、見直し前の引当金は従前の例により取り崩すことができる経過措置が設けられている。会計制度見直し前に計上された修繕引当金は、見直し後においても修繕予算に不足がある場合に取り崩して使用することできるとされている。

(白鳥委員)

制度改正に伴う引当ルールの対象外のものがまだ残っているということでしょうか。

(事務局)

そのとおりである。

(深澤代表)

預金支出内訳書の営業外費用の欄に、過年度特定収入に含まれる消費税等相当額の返還とあるが、どのようなものか。

(事務局)

返還先は、一般会計及び下水道事業会計で、一般会計からは負担金、下水道事業会計は工事費に相当する額について収入したが、令和6年度決算では、過年度特定収入割合が5%を下回ったため、過年度特定収入に含まれる消費税相当額の返還をすることとなったものである。

オ 下水道事業会計

冒頭に青野係長から、前回定例協議会で白鳥委員から質問があった、修繕引当金の取崩し額の預金支出内訳書への計上方法について補足の説明があった。

(深澤代表)

試算表におけるその他の企業債の内容はどういったものか。

(事務局)

その他の企業債とは資本費平準化債である。資本費平準化債とは、下水道事業債の元金償還期間（最長40年）と下水処理施設の減価償却期間（最長50年）が異なっていることから、元金償還金と減価償却費との差分について、構造的に資金不足が生じるため、この資金不足を補うための起債である。

カ 農業集落排水事業会計

特になし

3 協議会議事

(1) 協議事項

ア 協第20号 令和7年度定期監査（財産区）実施計画の策定について

(ア) 説明者

青野係長

(イ) 要旨

議案集により説明

(ウ) 発言等

特になし

(エ) 結果

深澤代表監査委員から承認の可否について諮ったところ、全員一致で承認された。

イ 協第21号 令和7年度行政監査（テーマ監査）実施計画の策定について

(ア) 説明者

山田参事

(イ) 要旨

議案集により説明

(ウ) 発言等

(白鳥委員)

政策法務課長通知により政策法務課への合議の可否の確認や合議が不要となったとのことだが、その趣旨はどのようなものか。

(事務局)

いくつかの理由があるが、まず、これまでは政策法務課に要綱案を事前にチェックしてもらい、政策法務課の合議を経た決裁により制定されるという手続となっていたところ、政策法務課は基本的には例規審査をする部署であり、要綱というのは、この例規には含まれず、政策法務課への合議というのが何を根拠に行っていたのかということ、組織慣行や地方自治法の規定による市長の総合調整権の一環でやっていたということが、理由の一つである。

次に、先ほどの説明の中でも出てきたように制定、改正された要綱の数は多かったと思うが、全庁を挙げて起案文書における合議の簡素化が進められているという状況があるため、合議の簡素化といったものも、一つの理由として挙げられている。

加えて、過去に、静岡市遠距離通学事業補助金の不適切な交付があったが、この再発防止策として、局課による要綱管理の徹底が発表されている。

以上のことを理由として、令和6年4月1日以降、政策法務課に合議する必要はないという運用に改められた。

(白鳥委員)

専決権を持つ者が、責任を持ってやりなさいという位置付けになったという理解でよいのか。

(事務局)

そのとおりである。

(石井委員)

遠距離通学に係る補助金の不適正の内容だが、確か要綱を書き換えたものだったと思われる。要綱を書き換えられた場合に、それが正しいかどうかというのは、何かと比較して分かるようなものなのか。そもそも原本がどこかにあって、それと比較して分かるということが出来るものなのか。

(事務局)

改正していなかったものを改正したかのように意図を持って行われた場合にどのタイミングで気付けるかということについては、例えば、前年度と所属長が変わってなければ、改正されてないということが分かるのかもしれないが、書き換えられた要綱が根拠資料として決裁に添付されていた場合、補助金を交付するタイミングでその意思決定をする人が気付けるかは、この要綱が本当に改正されているのかというところまで確認しているかによるところ、意図的に行われたことに気付くのは難しいところもあると感じる。

(白鳥委員)

今までは政策法務課が要綱を公表していたが、今も市民に公表するということは続けており、それを各課が行っているのか。

(事務局)

政策法務課のスタンスとしては、原則として公表としているが、その必要性については、各課判断としている。

(エ) 結果

深澤代表監査委員から承認の可否について諮ったところ、全員一致で承認された。

(2) 報告事項

ア 報第9号 指導事項に対する対応状況（定期監査）について

(ア) 説明者

宇佐美係長

(イ) 要旨

報告事項により説明

(ウ) 発言等

特になし

イ 報第10号 内部統制の不備に関する報告（令和7年8月分）について

(ア) 説明者

宇佐美係長

(イ) 要旨

報告事項により説明

(ウ) 発言等

特になし

(3) その他連絡事項

ア 令和7年度第2回臨時協議会会議録及び第5回定例協議会会議録の公表について

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・山田参事が説明

ウ 10月・11月の日程について・・・・・・・・・・・・・・・・柴次長が説明

4 閉会宣言 柴次長